

## 1. 利用者や利用機関の限定

- 外国人本人による利用、弁護士・行政書士個人への認証IDの付与が可能となれば、オンライン利用の増加に寄与すると考えられることから、早急な対応をお願いしたい。
- 社内に人事労務担当が複数名いる場合、アカウントを共有できず、少々使い勝手が悪い。複数人が利用する場合には、追加申出が必要で手間がかかる。システム利用者は外国人の所属する法人や団体ではなく、その職員とされているが、法人や団体として利用者になることができればよいと思う。
- 外国人の所属する会社の職員ではなく、そのグループ会社の職員が資料作成や申請のサポートすることがあるが、実際に作業を行うグループ会社の職員が利用者となれず、不便に感じる。例えば、グループ会社間の関係を示す根拠資料などをもって、グループ会社の職員にも利用の権限を与えてもらいたい。
- 過去3年間に外国人の受け入れ実績がないと利用ができないこととなっているが、これからはますます外国人材を初めて活用される企業も増えてくると思われる。オンライン申請の活用ハードルを下げるためにも実績のない受入機関の利用を許可してもらいたい。
- オンライン申請の認証IDの有効期間について、1年間とされているが、特段、問題のない企業などについては、一定の条件を設けて延長（3年など）しても良いのではないか。

## 2. 添付書類の削減、完全オンライン化

- 利用申出手続の際に必要な添付書類「所属している外国人リスト」は、厚生労働省管轄の「外国人雇用状況の届出」の制度と情報を共有することで省略可能ではないか。各企業に所属する全外国人の各種情報を書面で記入・提出する必要があるため、所属外国人数が多い企業にとっては非常に大きな負担となる。
- 基本計画のアクションプランにも記載があるが、利用申出と定期報告をオンライン化してもらいたい。オンラインシステムの利用申出がオンラインでできないために、利用前の時点で、オンラインでできない煩わしさを感じてしまう人もいないか。年間で1回か2回の申請ニーズしかない企業も多く、この場合、アカウントの取得申請のために入管に行くのであれば、そのまま入管に提出したほうが楽だと思えるケースが多いのでは

ないか。

- 基本計画のアクションプランにも記載があるが、どの在留資格の申請においても、オンラインで添付資料が提出できるようにしてもらいたい。在留資格「特定技能」は特に添付資料が多く、印刷の手間もかかる。書類が多いものほど、すべてオンライン上で完結するようになってほしい。結局、添付資料をオンラインではなく郵送や出頭で提出しなければならないのであれば、オンラインシステムを使わずに、これまで通り対応しようという考えになってしまう。
- 添付資料の提出、手数料の支払い、証明書の発行など、手続のオンライン完結については、手続の効率化に大きくかかわるものであり、早期に行っていただきたい。
- 新型コロナウイルスの影響で一部の国では国際郵便の引き受けが停止するなど、現物のやり取りに支障が生じている。在留資格証明書の申請書類や証明書原本の送付が困難な場合もあるため、原本ではなく PDF での受け付けを可能としてもらいたい。
- 添付資料は膨大で、現状のデータ容量の制限である 10MB どころではないので、上限を引き上げてもらいたい。
- 資料の追加提出依頼は、期日の指定があり、また、いつ依頼が来るか、申請した側からはわからない。そのため、当初の書類一式の準備以上に時間に余裕がない中での対応になる場合もある一方、提出は郵送または持参に限られている。追加資料の提出もオンラインで可能状態にしてもらいたい。
- 民間では、オンラインで申請書類の作成支援サービスを提供している企業があるが、これらの企業が利用申請や追加書類の提出など、オンライン完結できない部分を代行する形で、利用者としてはオンライン完結の形を実現することも検討し得る。当面の利用者増を図るためには、利用者目線でのオンライン完結を達成し得るかという観点で上記のような民間事業者との連携を図ってもよいのではないか。

### 3. その他

- そもそも現在のシステムがオフライン手続きの存在を前提としており、用紙記入と大差がない Excel 入力の仕組みになっている点が問題である。オンライン上で申請できるだけでなく、申請書類の作成もオンライン上でできるようになると、利用が増えるのではないか。民間では、入力情報をもとに申請書類を自動作成するサービスを提供している会社

があるが、そういった機能を、「在留申請オンラインシステム」にも導入してほしい。同じ情報を何度も入力したり、確認したりする手間が省けると作業がかなり楽になる。

- 「在留申請オンラインシステム」を継続して利用する場合は、1年ごとに定期更新という負担が発生するため、改善をお願いしたい。
- 申請人が日本にいない場合は、たとえ取次申請やオンライン申請であっても、在留資格変更許可申請と在留期間更新許可申請ができないため、見直しをお願いしたい。
- 在留期間延長申請の際、希望の期間より短い期間で許可が下りることがあるが、理由を教えてください。（「入管の判断」と回答頂くことが常であるが、真の理由を理解の上、その後の対応を検討したい。）